「同項第一号イ又はロ」を「同項各号」に、「同号イ又はロ」を「当該各号」に、「応じ」を「応じ」に、「が施行令第二十二条の九第一項第一号」を「が施行令第二十二条の九第一項」に改め、同号イ中「施行令第二十二条の九第一項第一号に規定する農地若しくは採草放牧地」及び「これらの土地」を「農用地区域内農地等」に改め、同号ロ中「施行令第二十二条の九第一項第一号」を「農地等（施行令第二十二条の九第一項」に、「権利　市町村長」を「権利に限る。）　市町村長」に、「同号の農用地区域」を「同項に規定する農用地区域として定められている区域」に、「同号に規定する」を「同項の」に改め、「農地の保全又は利用上必要な」を削り、同項第五号を同項第六号とし、同項第七号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第十八条の四第一項中「第二十四条の二第三項第一号」を「第二十四条の二第三項第一号ロ」に改め、同条第二項中「第二十四条の二第三項第一号」を「第二十四条の二第三項第一号ロ」に、「同号」を「同号ロ」に、「とする」を「とし、同号ハに規定する財務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号ハに掲げる家屋に該当する旨を証する書類を確定申告書に添付することにより証明がされた家屋とする」に改め、同条第六項中「第二十四条の二第三項第一号イ又はロ」を「第二十四条の二第三項第一号イ」に、「床面積を」を「同号イ(1)又は(2)の床面積を」に、「第二十四条の二第三項第一号に規定する」を「第二十四条の二第三項第一号ロ又はハに掲げる」に、「耐火建築物」を「家屋」に改め、同条第七項中「第二十四条の二第三項第一号イ又はロ」を「第二十四条の二第三項第一号イ(1)又は(2)」に改める。

第十八条の八を削る。

第十八条の八の二第一項中「第三十七条の九の四第一項」を「第三十七条の八第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条の九の四第二項」を「第三十七条の八第二項」に、「第三十七条の九の四第一項の」を「第三十七条の八第一項の」に改め、同項第一号中「第三十七条の九の四第一項」を「第三十七条の八第一項」に改め、同条第三項中「第三十七条の九の四第二項において準用する法第三十七条の七第五項」を「第三十七条の八第三項」に、「法第三十七条の九の四第一項」を「同条第一項」に改め、同条を第十八条の八とする。

第十八条の八の三第一項中「第三十七条の九の五第一項」を「第三十七条の九第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条の九の五第四項」を「第三十七条の九の四第四項」に、「第三十七条の九第一項」を「第三十七条の九第一項」に改め、同条第三項中「第二十五条の七の五第七項」を「第二十五条の七第七項」に、「第三十七条の九の五第一項」を「第三十七条の九第一項」に改め、同条を第十八条の八の二とする。

第十八条の十一第一項及び第四項第一号中「この条から」を削り、「第十八条の十三の七までにおいて同じ。）の名称」を「同条までにおいて同じ。）の名称」に改め、同条第十項中「、所得税法施行令第二編第一章第四節第三款第二目又は第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「、所得税法施行令第二編第一章第四節第三款第二目若しくは第百六十七条の七第四項から第七項まで」に、「に準じて計算する」を「又は施行令第二十五条の十二の三の規定に準じて計算する」に、「つき所得税法施行令第二編第一章第四節第三款第二目又は第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「つき所得税法施行令第二編第一章第四節第三款第二目若しくは第百六十七条の七第四項から第七項まで」に改め、「規定する事由」の下に「又は施行令第二十五条の十二の三に規定する事由」を加え、同項第二号ロ中「又は第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「若しくは第百六十七条の七第四項から第七項まで」に、「に準じて」を「又は施行令第二十五条の十二の三の規定に準じて」に改め、同条第十七項中「第二十五条の十の二第十四項第二十五号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第二十六号イ」に改め、同条第十八項中「第二十五条の十の二第十四項第二十六号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第二十七号イ」に改め、同条第十九項第三号中「この項から」を削り、同条第二十一項中「、所得税法施行令第二編第一章第四節第三款第二目又は第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「、所得税法施行令第二編第一章第四節第三款第二目若しくは第百六十七条の七第四項から第七項まで」に、「に準じて計算する」を「又は施行令第二十五条の十二の三の規定に準じて計算する」に改め、同条第二十二項中「第二十五条の十の二第十四項第二十七号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第二十八号イ」に改め、同条第二十三項中「第二十五条の十の二第十四項第二十八号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第二十九号イ」に改め、同条第二十四項中「第二十五条の十の二第十四項第二十九号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第三十号イ」に改め、同条第二十五項中「第二十五条の十の二第十四項第三十号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第三十一号イ」に改め、同条第二十六項中「第二十五条の十の二第十四項第三十一号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第三十二号イ」に改め、同条第二十七項中「第二十五条の十の二第十四項第三十二号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第三十三号イ」に改め、同条第二十八項中「第二十五条の十の二第十四項第三十三号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第三十四号イ」に改め、同条第二十九項中「第二十五条の十の二第十四項第三十四号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第三十五号イ」に改め、同条第三十項中「第二十五条の十の二第十四項第三十五号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第三十六号イ」に改め、同条第三十一項中「第二十五条の十の二第十四項第三十六号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第三十七号イ」に改め、同条第三十二項中「第二十五条の十の二第十四項第三十七号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第三十八号イ」に改め、同条第三十三項中「第二十五条の十の二第十四項第三十八号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第三十九号イ」に改め、同条第三十四項中「第二十五条の十の二第十四項第三十九号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第四十号イ」に改め、同条第三十五項中「第二十五条の十の二第十四項第四十号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第四十一号イ」に改め、同条第三十六項中「第二十五条の十の二第十四項第四十一号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第四十二号イ」に改め、同条第三十七項中「第二十五条の十の二第十四項第四十二号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第四十三号イ」に改め、同条第三十八項中「第二十五条の十の二第十四項第四十三号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第四十四号イ」に改め、同条第三十九項中「第二十五条の十の二第十四項第四十四号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第四十五号イ」に改め、同条第四十項中「第二十五条の十の二第十四項第四十五号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第四十六号イ」に改め、同条第四十一項中「第二十五条の十の二第十四項第四十六号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第四十七号イ」に改め、同条第四十二項中「第二十五条の十の二第十四項第四十七号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第四十八号イ」に改め、同条第四十三項中「第二十五条の十の二第十四項第四十八号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第四十九号イ」に改め、同条第四十四項中「第二十五条の十の二第十四項第四十九号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第五十号イ」に改め、同条第四十五項中「第二十五条の十の二第十四項第五十号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第五十一号イ」に改め、同条第四十六項中「第二十五条の十の二第十四項第五十一号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第五十二号イ」に改め、同条第四十七項中「第二十五条の十の二第十四項第五十二号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第五十三号イ」に改め、同条第四十八項中「第二十五条の十の二第十四項第五十三号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第五十四号イ」に改め、同条第四十九項中「第二十五条の十の二第十四項第五十四号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第五十五号イ」に改め、同条第五十項中「第二十五条の十の二第十四項第五十五号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第五十六号イ」に改め、同条第五十一項中「第二十五条の十の二第十四項第五十六号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第五十七号イ」に改め、同条第五十二項中「第二十五条の十の二第十四項第五十七号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第五十八号イ」に改め、同条第五十三項中「第二十五条の十の二第十四項第五十八号イ」を「第二十五条の十の二第十四項第五十九号イ」に改める。

第十八条の十四の二第二項第二号中「第二十五条の十三の八第二十六項」を「第二十五条の十三の八第二十九項」に改める。

第十八条の十五の三第一項中「この項、第三項」を「この条」に改め、同条第二項中「財務省令」を「非課税口座開設届出書（以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において「非課税口座開設届出書」という。）に記載すべき同号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）」を削り、「同号」を「法第三十七条の十四第五項第一号」に、「次号及び第四号」を「以下この条」に、「第十一項各号」を「第十四項各号」に、「第十四項第二号」を「第十七項第二号」に改め、「この条から」及び「第十七項において準用する」を削り、「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、同項第二号中「この条から」を削り、同項第三号中「いう。）」を「いう。次項第三号において同じ。）」に改め、「譲渡を行う。）」の下に「次項第三号及び」を加え、同項第五号中「この条から」を削り、同条第三十二項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第二十五条の十三第二十八項」に改め、同条第三十一項又は第三十三項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十項中「第二十五条の十三第二十八項に」を「第二十五条の十三第三十項に」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第二十八項」を「第二十五条の十三第三十項」に改め、同項第二号及び第三号中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中「第三十七条の十四第二十二項第一号」を「第三十七条の十四第二十六項第一号」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第九項第二号イ」を「第十二項第二号イ」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第二十一項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十八項中「第三十七条の十四第二十一項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第二十五項に規定する財務省令」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十七項中「第三十七条の十四第二十項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十六項中「第三十七条の十四第十九項」を「第三十七条の十四第二十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十五項中「第三十七条の十四第十八項」を「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項中「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項中「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第十九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項中「第三十七条の十四第十四項」を「第三十七条の十四第十八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項中「第三十七条の十四第十三項」を「第三十七条の十四第十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「第三十七条の十四第十二項」を「第三十七条の十四第十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項中「第三十七条の十四第十一項」を「第三十七条の十四第十五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「第三十七条の十四第十項」を「第三十七条の十四第十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「第三十七条の十四第九項」を「第三十七条の十四第十三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第三十七条の十四第八項」を「第三十七条の十四第十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項中「第三十七条の十四第七項」を「第三十七条の十四第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十三項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第三十七条の十四第五項」を「第三十七条の十四第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第三十七条の十四第四項」を「第三十七条の十四第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第三十七条の十四第三項」を「第三十七条の十四第七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第三十七条の十四第二項」を「第三十七条の十四第六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第三十七条の十四第一項」を「第三十七条の十四第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「第二十五条の十三の八第二十六項」を「第二十五条の十三の八第二十九項」に改める。

第十八条の十五の八第一項中「この項、第三項」を「この条」に改め、同条第二項中「財務省令」を「非課税口座開設届出書（以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において「非課税口座開設届出書」という。）に記載すべき同号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）」を削り、「同号」を「法第三十七条の十四第五項第一号」に、「次号及び第四号」を「以下この条」に、「第十一項各号」を「第十四項各号」に、「第十四項第二号」を「第十七項第二号」に改め、「この条から」及び「第十七項において準用する」を削り、「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、同項第二号中「この条から」を削り、同項第三号中「いう。）」を「いう。次項第三号において同じ。）」に改め、「譲渡を行う。）」の下に「次項第三号及び」を加え、同項第五号中「この条から」を削り、同条第三十二項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第二十五条の十三第二十八項」に改め、同条第三十一項又は第三十三項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十項中「第二十五条の十三第二十八項に」を「第二十五条の十三第三十項に」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第二十八項」を「第二十五条の十三第三十項」に改め、同項第二号及び第三号中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中「第三十七条の十四第二十二項第一号」を「第三十七条の十四第二十六項第一号」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第九項第二号イ」を「第十二項第二号イ」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第二十一項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十八項中「第三十七条の十四第二十一項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第二十五項に規定する財務省令」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十七項中「第三十七条の十四第二十項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十六項中「第三十七条の十四第十九項」を「第三十七条の十四第二十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十五項中「第三十七条の十四第十八項」を「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項中「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項中「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第十九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項中「第三十七条の十四第十四項」を「第三十七条の十四第十八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項中「第三十七条の十四第十三項」を「第三十七条の十四第十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「第三十七条の十四第十二項」を「第三十七条の十四第十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項中「第三十七条の十四第十一項」を「第三十七条の十四第十五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「第三十七条の十四第十項」を「第三十七条の十四第十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「第三十七条の十四第九項」を「第三十七条の十四第十三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第三十七条の十四第八項」を「第三十七条の十四第十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項中「第三十七条の十四第七項」を「第三十七条の十四第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十三項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第三十七条の十四第五項」を「第三十七条の十四第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第三十七条の十四第四項」を「第三十七条の十四第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第三十七条の十四第三項」を「第三十七条の十四第七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第三十七条の十四第二項」を「第三十七条の十四第六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第三十七条の十四第一項」を「第三十七条の十四第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「第二十五条の十三の八第二十六項」を「第二十五条の十三の八第二十九項」に改める。

第十八条の十五の九第一項中「この項、第三項」を「この条」に改め、同条第二項中「財務省令」を「非課税口座開設届出書（以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において「非課税口座開設届出書」という。）に記載すべき同号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）」を削り、「同号」を「法第三十七条の十四第五項第一号」に、「次号及び第四号」を「以下この条」に、「第十一項各号」を「第十四項各号」に、「第十四項第二号」を「第十七項第二号」に改め、「この条から」及び「第十七項において準用する」を削り、「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、同項第二号中「この条から」を削り、同項第三号中「いう。）」を「いう。次項第三号において同じ。）」に改め、「譲渡を行う。）」の下に「次項第三号及び」を加え、同項第五号中「この条から」を削り、同条第三十二項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第二十五条の十三第二十八項」に改め、同条第三十一項又は第三十三項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十項中「第二十五条の十三第二十八項に」を「第二十五条の十三第三十項に」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第二十八項」を「第二十五条の十三第三十項」に改め、同項第二号及び第三号中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中「第三十七条の十四第二十二項第一号」を「第三十七条の十四第二十六項第一号」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第九項第二号イ」を「第十二項第二号イ」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第二十一項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十八項中「第三十七条の十四第二十一項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第二十五項に規定する財務省令」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十七項中「第三十七条の十四第二十項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十六項中「第三十七条の十四第十九項」を「第三十七条の十四第二十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十五項中「第三十七条の十四第十八項」を「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項中「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項中「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第十九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項中「第三十七条の十四第十四項」を「第三十七条の十四第十八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項中「第三十七条の十四第十三項」を「第三十七条の十四第十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「第三十七条の十四第十二項」を「第三十七条の十四第十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項中「第三十七条の十四第十一項」を「第三十七条の十四第十五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「第三十七条の十四第十項」を「第三十七条の十四第十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「第三十七条の十四第九項」を「第三十七条の十四第十三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第三十七条の十四第八項」を「第三十七条の十四第十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項中「第三十七条の十四第七項」を「第三十七条の十四第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十三項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第三十七条の十四第五項」を「第三十七条の十四第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第三十七条の十四第四項」を「第三十七条の十四第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第三十七条の十四第三項」を「第三十七条の十四第七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第三十七条の十四第二項」を「第三十七条の十四第六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第三十七条の十四第一項」を「第三十七条の十四第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「第二十五条の十三の八第二十六項」を「第二十五条の十三の八第二十九項」に改める。

第十八条の十五の十第一項中「この項、第三項」を「この条」に改め、同条第二項中「財務省令」を「非課税口座開設届出書（以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において「非課税口座開設届出書」という。）に記載すべき同号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）」を削り、「同号」を「法第三十七条の十四第五項第一号」に、「次号及び第四号」を「以下この条」に、「第十一項各号」を「第十四項各号」に、「第十四項第二号」を「第十七項第二号」に改め、「この条から」及び「第十七項において準用する」を削り、「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、同項第二号中「この条から」を削り、同項第三号中「いう。）」を「いう。次項第三号において同じ。）」に改め、「譲渡を行う。）」の下に「次項第三号及び」を加え、同項第五号中「この条から」を削り、同条第三十二項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第二十五条の十三第二十八項」に改め、同条第三十一項又は第三十三項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十項中「第二十五条の十三第二十八項に」を「第二十五条の十三第三十項に」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第二十八項」を「第二十五条の十三第三十項」に改め、同項第二号及び第三号中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中「第三十七条の十四第二十二項第一号」を「第三十七条の十四第二十六項第一号」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第九項第二号イ」を「第十二項第二号イ」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第二十一項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十八項中「第三十七条の十四第二十一項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第二十五項に規定する財務省令」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十七項中「第三十七条の十四第二十項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十六項中「第三十七条の十四第十九項」を「第三十七条の十四第二十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十五項中「第三十七条の十四第十八項」を「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項中「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項中「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第十九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項中「第三十七条の十四第十四項」を「第三十七条の十四第十八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項中「第三十七条の十四第十三項」を「第三十七条の十四第十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「第三十七条の十四第十二項」を「第三十七条の十四第十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項中「第三十七条の十四第十一項」を「第三十七条の十四第十五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「第三十七条の十四第十項」を「第三十七条の十四第十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「第三十七条の十四第九項」を「第三十七条の十四第十三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第三十七条の十四第八項」を「第三十七条の十四第十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項中「第三十七条の十四第七項」を「第三十七条の十四第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十三項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第三十七条の十四第五項」を「第三十七条の十四第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第三十七条の十四第四項」を「第三十七条の十四第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第三十七条の十四第三項」を「第三十七条の十四第七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第三十七条の十四第二項」を「第三十七条の十四第六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第三十七条の十四第一項」を「第三十七条の十四第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「第二十五条の十三の八第二十六項」を「第二十五条の十三の八第二十九項」に改める。

第十八条の十五の十一第一項中「この項、第三項」を「この条」に改め、同条第二項中「財務省令」を「非課税口座開設届出書（以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において「非課税口座開設届出書」という。）に記載すべき同号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）」を削り、「同号」を「法第三十七条の十四第五項第一号」に、「次号及び第四号」を「以下この条」に、「第十一項各号」を「第十四項各号」に、「第十四項第二号」を「第十七項第二号」に改め、「この条から」及び「第十七項において準用する」を削り、「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、同項第二号中「この条から」を削り、同項第三号中「いう。）」を「いう。次項第三号において同じ。）」に改め、「譲渡を行う。）」の下に「次項第三号及び」を加え、同項第五号中「この条から」を削り、同条第三十二項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第二十五条の十三第二十八項」に改め、同条第三十一項又は第三十三項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十項中「第二十五条の十三第二十八項に」を「第二十五条の十三第三十項に」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第二十八項」を「第二十五条の十三第三十項」に改め、同項第二号及び第三号中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中「第三十七条の十四第二十二項第一号」を「第三十七条の十四第二十六項第一号」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第九項第二号イ」を「第十二項第二号イ」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第二十一項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十八項中「第三十七条の十四第二十一項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第二十五項に規定する財務省令」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十七項中「第三十七条の十四第二十項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十六項中「第三十七条の十四第十九項」を「第三十七条の十四第二十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十五項中「第三十七条の十四第十八項」を「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項中「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項中「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第十九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項中「第三十七条の十四第十四項」を「第三十七条の十四第十八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項中「第三十七条の十四第十三項」を「第三十七条の十四第十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「第三十七条の十四第十二項」を「第三十七条の十四第十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項中「第三十七条の十四第十一項」を「第三十七条の十四第十五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「第三十七条の十四第十項」を「第三十七条の十四第十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「第三十七条の十四第九項」を「第三十七条の十四第十三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第三十七条の十四第八項」を「第三十七条の十四第十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項中「第三十七条の十四第七項」を「第三十七条の十四第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十三項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第三十七条の十四第五項」を「第三十七条の十四第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第三十七条の十四第四項」を「第三十七条の十四第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第三十七条の十四第三項」を「第三十七条の十四第七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第三十七条の十四第二項」を「第三十七条の十四第六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第三十七条の十四第一項」を「第三十七条の十四第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「第二十五条の十三の八第二十六項」を「第二十五条の十三の八第二十九項」に改める。

第十八条の十五の十二第一項中「この項、第三項」を「この条」に改め、同条第二項中「財務省令」を「非課税口座開設届出書（以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において「非課税口座開設届出書」という。）に記載すべき同号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「（法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）」を削り、「同号」を「法第三十七条の十四第五項第一号」に、「次号及び第四号」を「以下この条」に、「第十一項各号」を「第十四項各号」に、「第十四項第二号」を「第十七項第二号」に改め、「この条から」及び「第十七項において準用する」を削り、「第二十五条の十三第二十一項」を「第二十五条の十三第二十二項」に改め、同項第二号中「この条から」を削り、同項第三号中「いう。）」を「いう。次項第三号において同じ。）」に改め、「譲渡を行う。）」の下に「次項第三号及び」を加え、同項第五号中「この条から」を削り、同条第三十二項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十四項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項中「第三十七条の十四第二十八項」を「第二十五条の十三第二十八項」に改め、同条第三十一項又は第三十三項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十項中「第二十五条の十三第二十八項に」を「第二十五条の十三第三十項に」に改め、同項第一号中「第二十五条の十三第二十八項」を「第二十五条の十三第三十項」に改め、同項第二号及び第三号中「第三十七条の十四第二十三項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中「第三十七条の十四第二十二項第一号」を「第三十七条の十四第二十六項第一号」に改め、同項第一号中「第三十七条の十四第二十二項」を「第三十七条の十四第二十五項」に、「第九項第二号イ」を「第十二項第二号イ」に改め、同項第三号中「第三十七条の十四第二十一項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十八項中「第三十七条の十四第二十一項に規定する財務省令」を「第三十七条の十四第二十五項に規定する財務省令」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十七項中「第三十七条の十四第二十項」を「第三十七条の十四第二十四項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十六項中「第三十七条の十四第十九項」を「第三十七条の十四第二十三項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十五項中「第三十七条の十四第十八項」を「第三十七条の十四第二十二項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項中「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項中「第三十七条の十四第十六項」を「第三十七条の十四第二十項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第十九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項中「第三十七条の十四第十四項」を「第三十七条の十四第十八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項中「第三十七条の十四第十三項」を「第三十七条の十四第十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「第三十七条の十四第十二項」を「第三十七条の十四第十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項中「第三十七条の十四第十一項」を「第三十七条の十四第十五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十七項中「第三十七条の十四第十項」を「第三十七条の十四第十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十六項中「第三十七条の十四第九項」を「第三十七条の十四第十三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第三十七条の十四第八項」を「第三十七条の十四第十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項中「第三十七条の十四第七項」を「第三十七条の十四第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十三項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第三十七条の十四第五項」を「第三十七条の十四第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第三十七条の十四第四項」を「第三十七条の十四第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項中「第三十七条の十四第三項」を「第三十七条の十四第七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第三十七条の十四第二項」を「第三十七条の十四第六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第三十七条の十四第一項」を「第三十七条の十四第五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項中「第二十五条の十三の八第二十六項」を「第二十五条の十三の八第二十九項」に